た日）をいう。第二十六条第二項第一号ニにおいて同じ。）の属する事業年度の前事業年度以下この条及び第二十六条において「基準事業年度」という。）の年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人（当該会社が商業又はサービス業（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項の商業又はサービス業をいう。）に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人）以上増加していること。ただし、第二十六条第四項の確認書の交付のうち、初回の交付を受けた日以後最初の事業年度が終了していない場合は、この限りでない。

三　同一の認定地域再生計画に関して第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社が他にない場合において、認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号ロに規定する事業を専ら行うもの（第七条第一項第二号イに規定する事業を専ら行うものを除く。）であること。

四　中小企業基本法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社のうち、次のいずれにも該当するものであること。

イ　［略］

ロ　基準事業年度における損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。ただし、設立後最初の事業年度が終了していない場合は、この限りでない。

五　［略］

六　［略］

七　［略］

八　［号を削る。］

二　認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号ロに規定する事業を専ら行う株式会社（第七条第一項第二号イに規定する事業を専ら行うものを除く。）であること。

三　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社のうち、次のいずれにも該当するものであること。

イ　［同上］

ロ　確認（法第十六条の確認をいう。第二十六条第八項及び第九項を除き、以下同じ。）の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度（次条第一項第二号及び第三号において「基準事業年度」という。）における次条第一項の規定により提出された同項第二号の損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。ただし、当該会社が当該申請の日の属する事業年度に設立された場合は、この限りでない。

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　個人からの金銭の払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。）を受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約（以下「株式投資契約」という。）を締結する株式会社であること。

九　当該認定地域再生計画に係る次条第七項の特定会社であって同条第五項の有効期間が満了していないものがない場合において、確認を受けようとする株式会社であること。

［号を削る。］

（認定地方公共団体による会社の要件の確認）

第二十四条　［①］　法第十六条の規定による確認に係る株式を発行しようとする会社は、前条各号に掲げる要件（同条第二号ロ中「第二十六条第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みがあった日）」とあるのは「次項の申請の日」であるものとした場合における当該要件とする。）に該当することについて、認定地方公共団体の確認を受けることができる。

2　前項の確認に係る株式を発行しようとする会社は、別記様式第八による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下この条において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された会社にあっては、その設立時における財産目録）

三　基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）に添付された法人税

（認定地方公共団体の確認に係る手続等）

第二十四条　［項を加える。］

［①］　確認を受けようとする会社は、別記様式第八による申請書に、当該株式会社の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　基準事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された株式会社にあっては、その設立時における財産目録）

三　基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則